

○農林水産省令第四十一号

空港整備法及び航空法の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十五号）及び空港整備法及び航空法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十年政令第百九十七号）の施行に伴い、並びに植物防疫法（昭和二十五年法律第二百五十一号）第六条第三項、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第二百三十八条）及び森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の二第一項第三号の規定に基づき、空港整備法及び航空法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係農林水産省令の整理に関する省令を次のように定める。

平成二十年六月十八日

農林水産大臣 若林 正俊

空港整備法及び航空法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係農林水産省令の整理に関する省令

（植物防疫法施行規則の一部改正）

空港整備法及び航空法の一部を改正する法律（省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号中「新北九州空港」を「北九州空港」に改める。

この省令は、公布の日から施行する。
附 則